

平成28年 2 月 22 日提出

行政不服審査法第81条第1項の機関の委員の服務等に関する条例の制定について

行政不服審査法第81条第1項の機関の委員の服務等に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

行政不服審査法第81条第1項の機関の委員の服務等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の委員（専門委員を含む。以下「委員」という。）の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(守秘義務)

第2条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第3条 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

行政不服審査法第81条第1項の機関の委員の服務等に関し、必要な事項を定め

るため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。